

福岡医発第 257 号 (地)
令和 6 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス総合相談窓口の閉鎖に伴う資料について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件について、別添のとおり福岡県保健医療介護部より通知がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症総合相談窓口が、本年 3 月 31 日をもって廃止されたことに伴い、今後、患者から新型コロナウイルス感染症に関する相談があった場合、別添 1 を活用いただくことについて依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

「公印省略」

5 疾病第 9 7 1 2 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(新型コロナウイルス感染症事務局)

新型コロナウイルス総合相談窓口の閉鎖に伴う資料について（送付）

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する県民の健康相談や、感染拡大に係る不安や疑問などに対応するため、感染症法上の位置づけが5類に変更となった後も、新型コロナウイルス感染症総合相談窓口の設置を継続しておりましたが、令和6年3月31日（日）をもって、廃止となります。

今後の新型コロナウイルス感染症に関する相談は、別添のとおりになりますので、「#8000」の委託先等に送付いただき、御活用いただきますようお願いいたします。

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局 企画第2班 TEL：092－643－3624

新型コロナウイルス感染症の相談について

新型コロナウイルス感染症総合相談窓口は、令和6年3月31日をもって終了します。
今後の新型コロナウイルス感染症に関する相談は、次のとおり案内しています。

医療機関への受診相談

- 受診を希望する場合
近隣の医療機関、またはかかりつけ医へ相談
- 厚生労働省による電話相談窓口
電話番号 0120-565653（受付時間 9:00~21:00）
- 後遺症の診療相談
 - ・ 後遺症の診療が可能な医療機関を県ホームページに掲載
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-ko-isyo.html>)
 - ・ 上記医療機関以外の相談先として、各保健所を案内

救急医療電話相談窓口

- 救急医療の相談 #7119
- 子どもの救急医療の相談 #8000

新型コロナウイルス感染症におけるその他一般相談

地域	保健所	電話番号	受付時間
北九州市	北九州市保健所	093-522-8764	平日 8:30-17:15
福岡市	東保健所	092-645-1078	平日 9:00-17:00
	博多保健所	092-419-1091	
	中央保健所	092-761-7340	
	南保健所	092-559-5116	
	城南保健所	092-831-4261	
	早良保健所	092-851-6012	
	西保健所	092-895-7073	
久留米市	久留米市保健所	0942-30-9730	平日 8:30-17:15

新型コロナウイルス感染症におけるその他一般相談

平日 8:30-17:15

保健所等	管轄区域	連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	(092) 513-5584
粕屋保健福祉事務所	古賀市、粕屋郡	(092) 939-1746
糸島保健福祉事務所	糸島市	(092) 322-5579
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	(0940) 36-6098
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、みやま市、 嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	(0948) 21-4972
田川保健福祉事務所	田川市、田川郡	(0947) 42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡	(0946) 22-9886
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、みやま市、三潴郡、八女郡	(0944) 72-2812
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	(0930) 23-3935

【参考】新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について（別添）

- ・ 新型コロナウイルス 療養に関する Q&A
- ・ 家族が新型コロナウイルスに感染した時のポイント
- ・ お子さまが新型コロナウイルスに感染した時のポイント
- ・ 体調に異変を感じたら

新型コロナウイルス 療養に関するQ&A

令和5年5月8日以降（5類感染症に移行後）、
新型コロナ患者は、**法律に基づく外出自粛は求められません**
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます

Q

新型コロナウイルス感染症は、
他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

A

- ✓ 一般的にコロナ発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれています（症状軽快後もウイルスを排出しているといわれています）。
- ✓ 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
- ✓ 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

Q

新型コロナウイルス感染症にかかったら、
どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

A

外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目※1として5日間は外出を控え※2、かつ、

- ・ 熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ること
が推奨されます。症状が重い場合は、
医師に相談してください。

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、
症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底
してください。

学校への出席停止期間

「発症した後5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後1
日を経過するまで」です。

学校保健安全法施行規則（文科省所管）

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」
として示しています。



周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウ
イルス排出の可能性のあるこ
とから、不織布マスクを着用
したり、高齢者等ハイリスク
者と接触は控える等、周りの
方へうつさないよう配慮しま
しょう。

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症
状が続いている場合には、マスクの着用など
咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、2歳未
満には奨めておらず、2歳以上についても求
めていません。

各医療機関や高齢者施設等においては、この情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を
考慮してください。（高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください）

感染が大きく拡大した場合、一時的に、より強いお願いを行うことがあります。



家族が新型コロナウイルスに感染した時のポイント

新型コロナウイルス感染症に感染された方について



発症後5日間かつ症状が軽快して24時間程度は他人に感染させるリスクが高いことから、外出を控えることが推奨されます。また、10日間が経過するまでは、マスクを着用し、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

お世話をする方や同居家族の方について

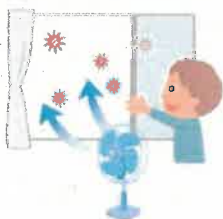


ご自身の体調にも注意してください。

- ・ 感染した方の発症日を0日として、特に5日間には注意してください。7日目までは発症する可能性があります。
- ・ 外出するときには人混みを避け、マスクを着用しましょう。高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

家庭でできる感染対策

1.窓を開けて換気



定期的に
換気をしましょう
共用スペースや他の部屋も頻繁に換気しましょう。

2.部屋を分ける



可能な範囲で
部屋を分けましょう

お世話はできるだけ限られた方で行い、接触する時間をなるべく短くするようにしましょう。

心臓、肺、肝臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

3.マスクを着用



同居家族は可能な範囲で
マスクを着用しましょう
感染した家族に接する時や外出する時はマスクを着用しましょう。マスクを隙間無くフィットさせ、正しく着用しましょう。

4.手洗い等の手指衛生



こまめに
手洗いしましょう

その他一般的な衛生対策として、汚れたリネン・洋服は洗濯し、ゴミは密閉して捨てましょう。



お子さまが新型コロナウイルスに 感染した時のポイント

新型コロナウイルス感染症に感染された方について



発症後5日間かつ症状が軽快して24時間程度は他人に感染させるリスクが高いことから、外出を控えることが推奨されます。また、10日間が経過するまでは、マスクを着用し、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

お世話をする方や同居家族の方について



ご自身の体調にも注意してください。

- ・ 感染した方の発症日を0日として、特に5日間は注意してください。7日目までは発症する可能性があります。
- ・ 外出するときには人混みを避け、マスクを着用しましょう。高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

お子さんの観察ポイント

- ・ 機嫌、食欲、呼吸のようすなどを観察してください。機嫌がよく、食欲があり、顔色が普通であれば基本的に心配いりません。慌てずに様子を見たり、かかりつけ医にご相談ください。
- ・ また、受診を迷った場合、夜間や休日の場合は電話相談窓口など（「救急車利用マニュアル」、 「こどもの救急」等関係ウェブサイトの参照や#7119（救急要請相談）、#8000（こども医療相談）など）をご利用ください。

家庭でできる感染対策

1. 窓を開けて換気

こまめに換気をしましょう

共用スペースや他の部屋も頻繁に換気をしましょう。



2. 可能な範囲で部屋を分ける

可能な範囲で部屋を分けましょう

- ・ お世話はできるだけ限られた方でいい、接触する時間をなるべく短くしましょう。
- ・ こどもは自らの体調管理・体調不良の意思表示が十分にできないことに留意し、健康状態のチェックを入念に行いましょう。

3. 可能な範囲でマスクを着用

児童本人を含め、同居家族全員はできるだけマスクを着用しましょう

ただし、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、着用をもとめるものではありません。特に、2歳未満のお子さまへのマスクの着用は、やめましょう。

4. 手洗い等の手指衛生

こまめに手洗いしましょう



その他一般的な衛生対策として、汚れたリネン・洋服は洗濯し、ゴミは密閉して捨てましょう。



5月8日以降も感染拡大に備え

体調に異変を感じたら

～自分で検査、すばやく療養、医療機関のかかり方は？～

「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？

- 医療機関に行く前に
- ・あわてずに、症状や常備薬をチェック
 - ・国が承認したキットを用いてチェック



【陽性だった場合】

症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始しましょう

【陰性だった場合】

症状がある場合のマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう

- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強い
ため
高齢の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るためにも

マスクを着用しましょう



発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

- ・**新型コロナ抗原定性キット※**
- ・**解熱鎮痛薬**

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください

※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません



市販の解熱鎮痛薬

- ・**電話相談窓口などの連絡先**

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急車利用マニュアル」

#7119（救急要請相談）

#8000（こども医療相談）など

生活必需品なども用意しておきましょう
（体温計・日持ちする食料など）



受診・
相談センター



救急車利用
マニュアル



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省